

道路の区域内の自家発電設備の法的位置づけについて

国土交通省 道路局 路政課

年も明け、寒さも本格化してきた1月下旬。路政課に配属されて9か月が過ぎた路太。少しずつ業務にも慣れ始めてきましたが、相変わらず、慌ただしい日々を過ごしています。今日は、お問合せに対応していましたが、不安な点もあったので、係長である路子に相談してみることにしました。

路太 路子係長、お問合せに関して少しお時間よろしいでしょうか。

路子 路太くん、どうしたの？

路太 お問合せが来てまして、回答について確認をしていただきたいのですが。

路子 どのようなお問合せなのか教えてください？

路太 「災害時等においても街灯等に継続して電気を供給することができるようにする自家発電設備は、道路法上、どのように位置付けられるのか」というお問合せです。

路子 路太くんはこのお問合せに対してどのようにお答えするつもりなの？

路太 「街灯等」の「等」は何を指しているのか分かりませんので、「街灯」に限って考えてみました。街灯は、道路管理者が設けるものであれば、道路法第2条第2項第2号の「道路上の並木又は街灯で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの」に該当し、道路の附属物であると言えます。もっぱらこれに対して電力を供給する自家発電設備であって、街灯の効用を全うするために必要かつ不可欠な施設と言える限りにおいて、これと街灯を一体のものとして道路の附属物である街灯と解することができると考えられます。したがって、このような自家発電設備については道路の附属物となりうるとお答えするつもりです。

路子 なるほどね。1つ1つ確認しよう。まず、街灯は道路の一部と言えるの？

路太 街灯は、道路法第2条第2項第2号に該当し、道路の附属物となります。

路子 では、自家発電設備はどのように取り扱われるの？

路太 自家発電設備自体は道路法において道路の附属物として掲げられていませんが、街灯の一部として考えることができますと思います。

路子 なぜ道路法に道路の附属物として掲げられていない自家発電設備が道路の附属物になるの？

路太 道路の附属物の一部となるのか否かの基準は道路の附属物の効用を全うするために必要かつ不可欠な施設と言えるかどうかであると考えており、自家発電設備は道路の附属物である街灯が持つ効用を全うするために必要かつ不可欠な施設になりうると思います。

路子 道路の附属物となるかどうかは道路の附属物の効用を全うするために必要不可欠な施設かどうかを基準に考えるということ？

路太 そうです。

路子 なぜ自家発電設備が街灯の持つ効用を全うするために必要かつ不可欠な施設とすることができるの？

路太 災害等により停電した際にも道路区域内の街灯を点灯させ、安全かつ円滑な交通の確保を図ることは重要であると言えるので、街灯に安定的に電力を供給するための自家発電設備は、街灯が持つ効用を全うするために必要かつ不可欠であると思われる。

路子 たしかにそう言えるよね。この他にはどのような事例が想定されるの？

路太 トンネルにおける発電機や自家発電所建物がこれにあたると思います。

路子 なぜ発電機や自家発電所建物がトンネルの効用を全うするために必要不可欠な施設又は工作物にあたるの？

路太 災害等によりトンネル内の電気が停電した場合において、発電機・自家発電所建物からトンネル内の照明設備等に送電することが、トンネルの効用を全うするために必要かつ不可欠であるためと考えられます。

路太 したがって、道路区域内に設置されている街灯等に電力を供給している自家発電設備については、道路の効用を全うするために必要かつ不可欠な施設と言える限りにおいて、道路の附属物に含まれると考え、これに当てはまる自家発電設備については道路の附属物の一部となると考えます。

路子 では、街灯ではなくて、道路に隣接する商業施設に対しても電力を供給する自家発電設備についてはどうなるの？

路太 商業施設は道路の効用を全うするために必要不可欠なものではなく、道路の附属物でもないため、そのような施設に対して電力を供給する自家発電設備は道路の附属物の一部とは言えません。

路子 そうだね。
お問合せに対する答えはこれで大丈夫だと思うよ。

路太 分かりました。では、このようにお答えします。

路子 よろしくね。

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3～5（略）

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 (略)